

# スクールソーシャルワーカー法制化をめぐる課題と展望

高石啓人

## 1. はじめに

2017年3月31日に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第24号）」（以下「24号省令」）が公布され、施行規則第65条の3に「スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」という文言が新設された。これによりスクールソーシャルワーカーが初めて施行規則に登場したことになる。

明文化以前は文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業として実施されてきたに過ぎず、「スクールソーシャルワーカー」という言葉が施行規則に登場したことはなかった。なお、施行規則に登場はしたが、「スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」と述べられているに留まり、具体的な職務等は、2017年2月3日付初等中等教育長通知「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」（文部科学省2017a）（以下、「2.3通知」）に示されている。

今回の改正は、今後のスクールソーシャルワーカー制度化の動向の起点となることも考えられ、こうした変化は重要だと考えられる。今回の改正には、中央教育審議会の答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（以下、「チーム学校」）が大きく影響している。「チーム学校」では、教師が中心にあり、スクールソーシャルワーカーが補助的な役割に位置づけられている箇所も散見される。そうした文脈の中では、スクールソーシャルワーカーが本来の役割を發揮できない可能性もあると考えられる。スクールソーシャルワーカーが本来の機能を發揮するには、専門職としての独立性が担保される必要があると考える。

そこで、本論文では今回の改正がどのように行われたか検討し、スクールソーシャルワーカーが専門性を發揮できるような独立性が担保されているのかを検討する。また教育と福祉の分野にまたがって研究されてきた教育福祉論、子どもの権利保障という観点からも分析する。そうした検討により、今後、スクールソーシャルワーカーに求められる活動や抱える課題を明らかにできると考えている。さらには今後のスクールソーシャルワーカー制度の展望への示唆が行えると考ええる。先行研究については、鶴飼（2008）や大崎（2013）が存在するが、年代的な制約からスクールソーシャルワーカー導入当時に焦点が当たっており、本改正について詳しく述べているわけで

はない。

そこで本論文では、「24号省令」に影響を与えたと考えられる、教育再生実行会議の提言、中央教育審議会の答申「チーム学校」等を検討する。また、スクールソーシャルワーカーの職務内容については「2.3通知」が参考にされており、「2.3通知」ではスクールソーシャルワーカーのガイドラインも定められていることから検討する必要がある。

章構成としては、スクールソーシャルワーカーが全国的に導入された2008年までの動向（2節）、改正に直接影響したと考えられる答申等（3節）、スクールソーシャルワーカーの職務などまで言及している報告書等（4節）を概観し、課題と今後の展開、特に子どもを取り巻く支援システム及び支援の方向性について述べる（5節）。

なおこれらの答申などは様々な論点が含まれているが、本研究の趣旨上、スクールソーシャルワーク又はスクールソーシャルワーカーに焦点を当てる。紙面の都合上、表などではスクールソーシャルワークをSSW、スクールソーシャルワーカーをSSWrと標記している部分がある<sup>(1)</sup>。

## 2. スクールソーシャルワーカー活用事業導入前後の国の動向

### (1) 2006年までの国会での議論 ～スクールソーシャルワーク検討期～

スクールソーシャルワーカーが国会での議論になったのは、1991年であり、具体的には衆議院文教委員会では宇都宮委員から質問されている（鶴飼 2008）。ここでは、不登校対策についての文脈で議論されていた。スクールソーシャルワーカーが議論の中心であったわけではなく、適応指導教室のスタッフとして教育関係者以外のスタッフがいてもいいのではないかと、という議論の中でカウンセラーと共にスクールソーシャルワーカーが取り上げられた。背景には、不登校の原因に、学校との緊張関係があるのだから、教育職以外のスタッフも必要ではないか、という議論があった。しかし、政府としては導入に慎重であった（衆議院 1991）。

なお、この国会で取り上げられたスクールソーシャルワーカーの具体的な活動は、1986年から行われていた山下英三郎氏の埼玉県所沢市での活動であった。その後、山下氏の活動は広がりを見せて行き、兵庫県赤穂市が1999年、茨城県結城市が2000年、香川県が2001年、千葉大学付属小学校等で導入されていくことになる（山下ら 2012 p66-73）。なお、現場での取組と国会での議論などは表1を参照されたい。紙面の都合上、2007年で区切っている。

2004年には、第159回国会の青少年問題に関する特別委員会では取り上げられることになる。この委員会では、児童虐待防止に関して議論されており、児童虐待防止を担うスタッフの一員として登場している。こうした議論に対して、文部科学省はスクールソーシャルワーカーの導入について、「各教育委員会が地域の実情に応じて適切に判断していくべきもの」という発言に留まり、全国的な導入には積極的な姿勢を見せていない（衆議院 2004）。

(2) 2006年以降の議論 ～スクールソーシャルワーク模索期～

スクールソーシャルワーカーに対して大きく評価が変わったのが、文部科学省が2006年に公表した「学校等における児童虐待に向けた取組について（報告書）」（以下「虐待に関する報告書」）である。ここでは、調査などを用いて学校の限界を示しながら海外の取組の一環として、スクールソーシャルワーカーが紹介されている。ここでは、かなり具体的にスクールソーシャルワーカーの取組が紹介されると同時に従来の政策との違いも述べられている。例えば従来の政策との違いに児童生徒との関係性が述べられ、以下のような記述がある。

第一に児童生徒との関係性である。これまでは、「無力あるいは非力な子どもを大人が指導、教育する」という視点で対応の枠組みが組み立てられてきた。だが、スクールソーシャルワークでは、職業的価値観である「人間尊重の理念」のもとに、「問題解決は、児童生徒、あるいは保護者、学校関係者との協働によって図られる」と考える。スクールソーシャルワーカーは、問題解決を代行する者ではなく、児童生徒の可能性を引き出し、自らの力によって解決できるような条件作りに参加するというスタンスをとる。

ここでは従来の議論ではあまり触れられてこなかった、ソーシャルワーカーの職業的価値観などが登場し、かなり踏み込んだ内容になっている。また述べられている職業的価値観や方法論についても、従来の政策とは全く方向性が異なっている。

例えば、子ども個人の問題ではなく、人と社会システムとの不適合状態が問題であるとし、その調整を行うことに特徴があると述べている。ここにも、スクールソーシャルワーカーの特徴がひとつ見える。特にこの「虐待に関する報告書」が強調しているのが、スクールソーシャルワーカーの子どもに対する考え方である。このような考え方は、「現在の学校現場に新たな見方をインプットすることができると思われる」とも述べられている。

2007年には、文部科学省国立教育政策研究所生徒指導研究センターの「いじめ問題に関する取組事例集」の中でも取り上げられている。この事例集の中では、子どもの問題が様々な要因で起きていることについて触れ、関係機関が連携するために、スクールソーシャルワーカーの取組が注目を集めている、と述べられている。本事例集でも子どもが主体的に課題を解決するのを支援する、という方向性が継承されている。

以上のように2006年、2007年というのはスクールソーシャルワークに対して一定の評価が行われていたことが伺える。そうした背景を踏まえて、2008年にスクールソーシャルワーカー活用事業が開始されたと考えられる。しかし、後述するが2008年の導入の際には、前述の「虐待に関する報告書」や事例集の内容が必ずしも反映されたものにはならなかった。

(3) 2008年以降の全国展開 ～スクールソーシャルワーク導入期～

鶴飼（2008）によれば、政府の姿勢は上記のように変化していったが、全国レベルの導入には

慎重であったとしている。しかし、2008年の概算要求の際の予算折衝の段階で、財務省から単独事業として逆提案されたことから、2008年予算において、141地域を対象とするスクールソーシャルワーカー活用事業が実施されることになった。

そこで文部科学省は、2008年4月から「教育相談に関する調査研究協力者会議」（以下、「教育相談会議」）を設置し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割や今後の教育相談体制について議論してきたとしている（文部科学省 2009a）。その中で、スクールソーシャルワーカーの役割についても述べられているが、2006年や2007年のスクールソーシャルワーカーに対する記述とは内容が変わってきている。

例えば、同報告書には、「スクールソーシャルワーカーは、子どもと子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の橋渡しを行うなどにより、悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する者」とされている。支援方法として、環境面に着目することは継続されているが、子どもへの支援姿勢等の記述は特に強調されていない。代わって、具体的な支援方法である「ケース会議」「アセスメント」「プランニング」等が取り上げられている。スクールソーシャルワーカーの支援姿勢についても、記述の変化が見られる。上述の2006年、2007年の報告書や事例集では、子どもに対する姿勢が強く打ち出されていたが、そういった記述はなくなり、学校や教師を支援するという姿勢が見られる。

スクールソーシャルワーカーなど外部人材は、その専門性をいかして教職員と協働して活動することが基本であり、児童生徒への支援の主体はあくまでも学校である。外部人材の持つ専門性に、学校が過度に依存してしまうことは本来的ではないことも踏まえると、間接的な援助の方が有効度が高いと考えられる。（中略）スクールソーシャルワーカーは、学校を支援する形が望ましい。（p33下線部は原文通り、p38）

なぜこのような違いが、短期間に生まれたのであろうか。それは文部科学省へスクールソーシャルワーカーについて関わった人物が変わったからだと推測できる。例えばそれは「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」（文部科学省 2008a）にも見る事が出来る。この段階では、スクールソーシャルワークの概念も未だ統一されたものではなく、活用の在り方についても、専門家や教育関係者等によって様々な意見があるところである、とされている。

具体的に述べると、子どもに焦点を当てており、2006年のいじめの報告書と似たような主張をする人物もおり、そうした記述もある。そこでは、スクールソーシャルワークの基本原則は「子どもの利益の最優先」、「自己決定」、「秘密の保持」と述べられている。また、「虐待に関する報告書」でも触れていたように、スクールソーシャルワーカーの持つ子ども観は、従来の子ども観とは異なることを述べている。

一方で、スクールソーシャルワーカーは学校や教師を支援するものである、という支援の姿勢が見られる箇所もある。例えば、以下のような記述がある。

「求められる姿勢は、児童生徒・保護者と教師との営みをより効果的なものとする支援である（中略）SSWの活動においても、教師と学校組織が教育の力を十二分に発揮できるような支援をするような役割が重要である」（p04）

もちろん両者に共通点もある。ソーシャルワークが環境に焦点を当てて、環境面に働きかけ、機関連携を積極的に行う点などは共通している。しかしながら方法論が同じであっても、持っている価値観が違えば、焦点を当てる対象も変わってくるということではないだろうか。このようにスクールソーシャルワーカーに対する考え方も複数存在しており、現在においても議論が続いている。

そのような経緯で導入されたスクールソーシャルワーカーではあるが、実践が先行している部分もあり、地域によって実情が異なる。そのために、今後は調査研究を進めるために、上述の「教育相談会議」の審議を踏まえ、効果的な活用方法を全国へ紹介する、としている。

### 3. スクールソーシャルワーカー活用事業後の政策展開

#### (1) 予算編成の観点から ～全額国庫負担から3分の1負担へ変更～

上述のような形で、スクールソーシャルワークは導入され、展開が始まった。なお当時の状況を詳しく述べると、財務省の予算原案において「予算の重点化」のひとつとして、「信頼できる公教育の確立」の中で、調査研究事業「スクールソーシャルワーカー活用事業15億円」が提示された（門田 2010 p119）。予算規模は15億円ほどで、141地域で実施されている。ここでは子どもの問題が様々な環境の下でおきており、環境に働きかけるため、学校の枠を超えて関係機関の連携を一層強化する、コーディネーター的な存在が必要だとされている（文部科学省 2008b）。なお、ここでは「いじめを苦しめた子どもの自殺予防」という文脈で登場している。

このようにして始まったスクールソーシャルワーク事業であったが、2009年に早くも一つの転換期を迎える。文部科学省は2009年から調査研究事業を止め、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として再編成した（文部科学省 2009b）。これにより、調査研究事業時には全額補助であったが、3分の1補助事業となった。そのため、3分の2を自治体で負担しなければいけなくなったために、事業を中止する自治体や事業規模を縮小する自治体も出始めた（門田 2010 p124）。

このような影響があり、スクールソーシャルワークは自治体によって取組が大きく異なることになった。なお「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の一部としては、2012年まで続くことになる。2013年からは、「いじめ対策総合推進事業」の中で、開始されていくことになる（文部科学省 2016a）。このなかでは、早期発見・早期対応を担う人材として配置拡充が提案されている（文部科学省2016b）。

### (2) 学校教育法施行規則改正に向けての具体的な動き 1 ～教育再生実行会議を中心に～

2014年には内閣府によって「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、スクールソーシャルワーカーも度々登場する。その中で、スクールソーシャルワーカーは、学校を窓口とした福祉機関との連携が期待されており、さらにはそれぞれの家庭によりそった伴走型の支援が求められている。ここでも、スクールソーシャルワーカーは教育現場と福祉サービスをつなぐものとされている。そのため学校内の指導体制の構築をスクールソーシャルワーカーが中心となっており、子育て支援センターとの連携等が言われている（内閣府 2014）。

また2015年5月14日には教育再生実行会議から「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」（第七次提言）が出されていた（教育再生実行会議 2015）。この提言の中でもスクールソーシャルワーカーは登場しており、後述する「チーム学校」の文脈で語られている。今後教員は様々に授業内容が高度化していく（ICT活用等）ことが予想されるため、教員が授業に専念できるような環境整備の重要性が述べられている。

2015年7月8日は、「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）」が発表される（教育再生実行会議 2015）。ここでは、今までの提言を実現するために教育投資がどれだけ必要か、どのように行っていくのか、といったことについて述べられている。ここでは、スクールソーシャルワーカーの予算については「チーム学校」の文脈で取り上げられている。

2016年5月20日には、「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）」が教育再生実行会議から出されることになる。ここでは、今まで力が発揮できなかった子ども達（発達障がいや不登校等）も含め全ての子どもたちが力を発揮できるような提言がなされている。スクールソーシャルワーカーは、不登校への支援という文脈で登場する。ここでは、相談・支援体制の充実や教育と福祉等の連携強化の必要性が述べられており、スクールソーシャルワーカーの法的な位置づけ及び、2019年までに全中学校区に配置することが述べられている（教育再生実行会議 2016）。

### (3) 学校教育法施行規則改正に向けての具体的な動き 2 ～「チーム学校」での議論～

2015年には、学校教育法施行規則改正に影響したと考えられる「チーム学校」が中央教育審議会から出されることになる（中央教育審議会 2015）。この答申では、学校が多様な課題に対応するために、教育職以外の職員もチームとして協働・連携する方向性が示されている。この中では、教員と教員以外のスタッフ数についても指摘されている。例えば、教職員総数に占める教員以外のスタッフの割合は、日本では約16%（文部科学省 2016c）、アメリカでは約50%（US Department of Education 2015）、イギリスでも約50%（Department for Education 2015）となっており、海外に比べ、日本の学校現場は教員以外のスタッフがかなり少ない。教員以外のスタッフが少ない

いために、教員が指導に当てられる時間が少ないと考えられている。そこで、教員以外のスタッフと有機的に連携することで、指導に当てられる時間や子どもと向き合う時間が増加できると期待されている。

こうした背景からチーム学校という考え方が導入され、スクールソーシャルワーカーは、教員以外のスタッフとして登場している。ここでは、スクールソーシャルワーカーの実施要領が引用されており、環境への働きかけなどが役割として挙げられている。スクールソーシャルワーカーの成果などについては、調査が行われており、学校現場からは「関係機関との連携強化」や「ケース会議により組織的な対応が可能となった」ということが挙げられている。なお、調査対象校の約75%が配置の必要性を感じており、配置拡充が望まれている。また、スクールソーシャルワーカーの課題としては教員免許保持者が多いことが挙げられ、職務内容の明確化や教育委員会配置等による外部性の確保も指摘されている。

さらに今後、スクールソーシャルワーカーは学校において標準配置される職とし、職務内容等を検討するとしている。ただし、施行規則に登場した際には、必ずしも職務内容を明確化されていたわけではなかった。

### (4) 学校教育法施行規則改正に向けての具体的な動き3 ～施行規則改正が明示される～

そして2016年1月25日は、『「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～』（馳プラン）が文部科学大臣から示されることになる（文部科学省 2016d）。これは中央教育審議会から出された答申をさらに具体化するべく、大臣から示されたものである。これらの答申の中心になっている考え方は、「チーム学校」である。「チーム学校」では、児童生徒の問題行動にチームで対応する姿勢が示されている。これらを具体的にまとめたものが、馳プランである。なおここで画期的だったのが、2016年を目処に学校教育法施行規則を改正し、職務内容を省令上、明確にするとし、さらに実現させたことにある。

## 4. スクールソーシャルワーカーの職務の明確化 ～「教育相談会議」～

### (1) スクールソーシャルワーカーの役割について

ここからは具体的なスクールソーシャルワーカーの職務に関して述べる。具体的には、「教育相談会議」の報告書等が「2.3通知」等で取り上げられているので、ここから検討したい。文部科学省は「2.3通知」を出しており、ここでは2015年に設置された「教育相談会議」での検討をまとめている。なおこの通知では、以下の6つの方針が示されており、大まかな方針はチーム学校を踏襲しているが、評価など新しい観点もある。

- (1) 未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築
- (2) 学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり

- (3) 教育相談コーディネーターの配置・指名
- (4) 教育相談体制の点検・評価
- (5) 教育委員会における支援体制の在り方
- (6) 活動方針に関する指針の策定

(1) から (3) までは以前から指摘されていたことではあるが、(4) から (6) までは今まであまり議論されてこなかった部分でもある。特に (4) に関しては、学校における教育相談体制の評価のため、「児童生徒及び保護者から意見聴取等を行い、利用者も含めた教育相談体制の見直しを必要に応じて行うことが重要である」とされている点は従来の政策と違い、画期的な点であるとも言える。解釈の仕方によっては、利用者も含めた保護者や子どもの参加の初期段階だとも考えられる。教育委員会に関しては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活動計画を策定し、実施した上で効果などの検証も行うとしている。

さらには (6) において、「児童生徒の教育相談の充実について」（以下、教育相談報告書）（文部科学省 2017b）において示されたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーのガイドラインを参考にして、「活動方針等に関する指針」の策定や見直しを行うとしている。ここから考えると、自治体で作る活動方針は既に策定されているガイドラインに沿うことになると考えられる。

ここからは、「教育相談報告書」の報告書を検討したい。ここではチーム学校の答申を始め、上記の様々な通知等がまとめられている。スクールソーシャルワーカーに関しては、児童生徒のおかれている環境に働きかけ、学校と関係機関をつなぐことが求められている（p3）。スクールソーシャルワーカーの職務については、「児童生徒の最善の利益を保障するため、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、学校等においてソーシャルワークを行う専門職である」と述べられている（p11）。方法としては、児童生徒のニーズを把握し、支援を行い、保護者や学校・自治体への働きかけを行う。活動範囲としては、児童生徒個人だけではなく、環境にも働きかけ、生活の質の向上を目指す学校・地域を作るとされている。

不登校やいじめについては対応策が具体的に示されている。まずは地方自治体にアセスメントを行い、学校・地域のアセスメントを行うとされている。学校内でケース会議を行い、児童生徒及び保護者への対応を開始する（p11-12）。さらには、保護者が学校に相談することに積極的ではない場合は、スクールソーシャルワーカーが直接出向くこと（アウトリーチ）も示されている。その際には、保護者や地域を含めた関係機関と連携しながら、児童生徒の気持ちやニーズを代弁することが重要だとされている。ここでは、今まであまり示されてこなかった子どもへの姿勢などが述べられており、従来の政策とは異なった一面も見受けられる。

また情報共有についても述べられており、相談内容や児童生徒の状況に応じて、学校内の教員やスクールカウンセラーと情報共有を行うとされている。校長に報告・相談した上で、学校内の



ケース会議を通じて組織的に対応することが重要だとされている。ここでは、チーム学校の姿勢を見ることが出来る。

## (2) 配置形態及び守秘義務について

現在、スクールソーシャルワーカーの配置形態は単独校方式（配置された学校のみ担当）、拠点校方式（配置された学校及び近隣学校を担当）、派遣方式（教育委員会に所属し、学校からの要請に応じて派遣される方式）、巡回方式（教育委員会に所属し、各学校を巡回する方式）が存在する。なお将来的には、中学校区を単位とした配置が適切だとされている。また、学校に配置された際には、校長の指揮監督の下、業務を遂行することになる。スクールソーシャルワーカーは、児童生徒をはじめ、保護者、教職員との間で第三者的に相談機能を果たす役割であるから、校長などはスクールソーシャルワーカーの勤務環境などを工夫する必要があると述べられている。

情報共有に関してはより具体的に取り上げられている。スクールソーシャルワーカーは福祉の専門家であることから、養護教諭やカウンセラー等とケース会議を始め、日頃から連携して情報共有することが求められている。また、職務上知りえた情報の共有に関して、学校全体で管理することが基本となるため、報告が必要である、とされている（p16-17）。この考え方は、2008年の「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」の中で、述べられていた「集団守秘義務」の考え方に類似しており、スクールカウンセラーにも適用されている。そのため、各自治体は、職能団体の倫理綱領と学校での組織対応とのバランスをとる必要があるとされている。

## (3) スクールソーシャルワーカーの支援の姿勢について

スクールソーシャルワーカーの具体的な支援の姿勢については、家庭訪問が取り上げられている。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いとして、スクールカウンセラーは基本的に家庭訪問をしないとした上で、スクールソーシャルワーカーの家庭訪問が取り上げられている。家庭訪問の際には、「保護者を問い詰めたり、責めたりすることなく、話をしっかり聞こうとする姿勢で行い、信頼関係を築く事が重要である」とされている等、ここでは、かなり具体的に記述がされている（p17）。

## (4) SSW ガイドラインについて<sup>(2)</sup>

以上、様々な観点からスクールソーシャルワーカーについて述べてきたが、実際に自治体がスクールソーシャルワーカーに関する指針を策定する際に、必要最低限盛り込むべき事項とされる「SSW ガイドライン」も公表されている。内容としては、上記の報告書を簡潔にまとめた形になっており、内容的にも重複している。

内容としては、スクールソーシャルワーカー導入の背景から、主旨や職務内容について書かれ

ている。職務内容については、個人への働き掛け（マイクロレベルのアプローチ）、学校組織へのアプローチ（メゾレベルのアプローチ）、関係機関・自治体へのアプローチ（マクロレベルのアプローチ）といったように、働きかける対象によって整理が成され、説明されている。また各教育委員会は、スクールソーシャルワーカーの「活動方針等に関する指針（ビジョン）」を策定し、公表することが求められている。例えば、スーパービジョン体制<sup>(3)</sup>の確保や、研修の設定、関係機関との連携が述べられている。ここでは、守秘義務についても取り上げられており、同報告書で示された内容が述べられている。

#### (5) スクールソーシャルワーカーが施行規則に登場 ～学校教育法施行規則改正～

ここからは、「24号省令」について検討していきたい。本通知は、2017年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたものである。本改正によって、施行規則にはあるが、スクールソーシャルワーカーが文面に登場したことになる。「はじめに」で述べたように、本改正には上述してきた提言や報告書が影響を与えており、本改正が一つの到達点とみることができる。繰り返されるが、本改正によってスクールソーシャルワーカーはスクールカウンセラーと共に、学校教育法施行規則に登場することになり、第65条の3に「スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」とされた。なお準用規定により、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に適用可能である（文部科学省 2017c）。

ここではスクールソーシャルワーカーは、「ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者」であり、不登校やいじめ問題など様々な問題に対応するとされている。支援方法としては、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じ、保護者、学校、自治体にも働きかけるとされている。具体的な職務としては、不登校、いじめ等の未然防止・早期発見、支援が挙げられている。

スクールソーシャルワーカーを配置する際の配慮という項目があり、「法令に基づき、校長の指揮監督の下、専門性を活かして職務を行うことになるが、校長等の管理職は、専門性を十分に発揮できるように、勤務の体制や環境等を工夫」とされている。また、スクールソーシャルワーカーが相談できるように、スーパーバイザーの配置が重要だとされている。

### 5. まとめ ～課題及び今後の展望～

#### (1) 課題 ～子どもを支援するシステムの課題について～

以上、スクールソーシャルワークの展開について概観した。国レベルの議論では、2006年を境に政府の姿勢や報告書の内容が変化していることが明らかになった。その後、2008年に事業として全国的に展開されることになる。ここで、スクールソーシャルワーカーの役割に関しては、学校を支援するものであるという考え方が登場する。その後、制度面での展開において重要な役割

を果たしのが、「チーム学校」の考え方であり、この考え方が前述のスクールソーシャルワーカーの役割と合致したこともあり、学校教育法施行規則の改正が目指され、実現することになったと考えられた。

スクールソーシャルワーカーの具体的な職務については「教育相談報告書」で述べられていた。制度的には、チーム学校の流れが影響しており、具体的な職務に関しては上記の報告書が影響していると言えるだろう。ではスクールソーシャルワーカーはチーム学校の文脈で何を期待され、求められているのか。おそらく、学校内の役割分業を進める方針から、子どもの福祉的な環境の調整を求められていると考えられる。

例えば教師は授業を教え、スクールカウンセラーが心のケアを担当し、スクールソーシャルワーカーが家庭との調整を行うようになっていくのではないか。平成29年度の予算案では、いじめ防止対策においてスクールロイヤーが新たに登場しており（文部科学省 2017d）、今後はこうした分業がより進んでいくことも考えられる。少なくとも、国際比較で登場しているアメリカなどはそうした役割分業が進んでいる国である。

具体的な職務に関しては「教育相談報告書」及び「SSW ガイドライン」が示されている。これにより、スクールソーシャルワーカーの具体的な職務はある程度規定されたと考えられる。そして、チーム学校の文脈で考えると教師を補助するような役割が期待されていると考えられることから、各機関の情報を収集すること等が期待されるのだろう。しかし、以下のような課題があり、今後も検討が必要だと考えられる。それらは、大別して（1）子どもを支援するシステムの課題（2）子どもを支援する方向性についてである。

まず子どもを支援するシステムの課題について述べる。チーム学校以降、機関連携を促し、情報共有することが示されているが、そうしたことで、どこまで子どもの現状改善に寄与できるかは検討課題だと考えられる。

例えば、情報共有したあとにどのように支援を行っていけばよいか、という他職種連携について必ずしも触れられているわけではなく、多くの問題の背景には、支援体制の不足や社会資源の不足が存在する。そういった部分を補わないで、情報共有を進めていっても、かえって作業量が増大するだけではないか。情報共有は必要だと考えるが、その先の支援についても今後検討されていくべきだと考える。例えば、児童虐待を例にとると、第159回国会の青少年問題に関する特別委員会で議論されているように、児童相談所職員の絶対的な不足、支援機能と分離機能を両方有していることの難しさ等が挙げられる。児童相談所の職員の増加や地域における子育て支援体制の整備も同時に進めていかないと問題解決には難しいであろう。また、上記の報告書等においてはあまり触れられていないが、地域の資源開発なども重要であろう。子ども食堂に代表されるように、NPO を始めたとした公的な機関以外の支援も広がりを見せている。そうした点についても今後は検討が必要ではないだろうか。

実際に情報共有をすすめるうえでも課題がある。ひとつには、スクールソーシャルワーカーにも学校長への報告が求められている関係で、スクールソーシャルワーカーしか知り得ない情報を学校長に報告せねばならない状況が生まれる可能性がある。しかし、スクールソーシャルワーカーは守秘義務を負っており、自治体の契約の中でも守秘義務を負っている場合もある。そうした場合にスクールソーシャルワーカーが、守秘義務と報告義務の中で板挟みの状況になることは想像に難くない。おそらくそうした状況を想定して、SSW ガイドラインもその点について配慮を求めているが、具体的なことは特に示されていない。こうした問題は、現在のスクールソーシャルワーカーが取り組んでいる課題であるが、今後はより重要になっていくと考えられる。

特にいじめ防止対策推進法の改正により、いじめ問題に対して情報共有を怠った教員が懲戒された事例もあり（文部科学省 2017e）、スクールソーシャルワーカーが守秘義務により、情報共有を怠ったとみなされ、懲戒される恐れもないとは言えない。なおこの問題に関しては、喜多（2016）が子どもの権利条約の観点から疑問を投げかけており、情報共有制度以外にも、子どもが安心して相談できる体制や子どもたち自身によるいじめの解決という視点を指摘している。

こうした問題には、スクールソーシャルワーカーの独立性を如何に確保していくのか、という問題も関係しており、解決方法のひとつには、スクールソーシャルワーカーの配置形態を派遣型にすることも考えられる。派遣型であれば、配置型よりもある程度の第三者性は保たれつつ、支援を行うことが可能だとも考えられるからである。

スクールソーシャルワーカーに話したことが、子どもにとって話をしてほしくない相手に伝わると思われたら子どもは話す内容を制限すると考えられる。特に今回のチーム学校のように、すべて情報共有されているとなると、子どもは話すことを躊躇するかもしれない。同様の指摘は（堀・栄留 2009 p79）らもしており、配置形態によっては、アドボケイトが組織からの圧力によって、子どもの立場に立てなくなる危険性もあるとしている。子どもの視点から見て、自分の話をしてほしくない人と同じ組織だと思われない配置が必要であろう。こうした点からも中学校区に配置というのは、有用であると考えられる。スクールソーシャルワーカーが関わる多くの子どもは、何かしら学校と葛藤を抱えることが多いからである。現状、独立性の担保に関しては、今後の改善や検討が必要だと考える。

## (2) 今後の展望 ～子どもを支援する方向性について～

子どもを支援する方向性についても今後、検討が必要だと思われる。なぜなら、今回の改正ではそうした部分についてあまり触れられていない。それはおそらくチーム学校の文脈で、学校教育法施行規則改正時にスクールソーシャルワーカーの文言が新設されたことや、スクールソーシャルワーカーの役割に関して議論が続いており、今後期待される部分が大きいからだと推測できる。今後の展開を、教育福祉論の立場から権利保障について述べる。

スクールソーシャルワーカー導入には、チーム学校が大きく影響していることは前述した。従来こうした議論が展開されてきた教育福祉論を参考にすると、チーム学校の視点は、子どもの権利保障という部分が強調されているわけではない。教育福祉論は、様々な概念があるが、小川利夫らによって子どもの包括的な権利保障を目指すことが指摘されている（小川・高橋 2001 p212-244）。そうした点を踏まえると、チーム学校の文脈で議論されているスクールソーシャルワークは子どもの権利保障という点について詳しく触れているわけではなく、課題があるといわざるを得ない。

しかし、「教育相談報告書」において、スクールソーシャルワーカーは、子どもの最善の利益の保障を目指す職種である、という記述もある。おそらく、チーム学校という文脈と権利保障という部分での議論は今後より行われていくものだと考える。

具体的に述べれば、今回の法制化の中で見られるのは、子どもに対する保護の姿勢であり、子ども自ら解決するといった参加の視点などはあまり見られない。そうした点において「2.3通知」の部分で、教育相談体制を見直す際に、児童や保護者からの意見聴取が示されたことは、重要であるといえる。「教育相談報告書」で示されたとおり、最善の利益を保障するのがスクールソーシャルワーカーであれば、それらと関係する権利保障も欠かせない。たとえば、意見表明権の保障は最たるものであろう。

現状では特に最善の利益以外の権利について触れられていないが、種々の権利保障に関しても今後議論されうるべきだと考える。例えば情報共有が積極的に行われる一方で、子どもの意見表明が十分に保障されなければ、子どもの意見を置き去りにしたまま支援の方針が決定され、子どものニーズに沿わない支援が展開される可能性もある。そのような指摘は、児童福祉の分野でされてきており（堀・栄留 2009 p79-80、津崎 2010 p98-99・p140）、スクールソーシャルワーカーがそういった支援を行ってしまわないとも限らない。特に、本ガイドラインでは、手続きに関する記述が多く、スクールソーシャルワーカーがどういった価値観を持つのか、ということに関してはあまり言及が成されていない。スクールソーシャルワーカーは、単なる情報共有促進の役割を持つ職種ではなく、人権擁護に基づいた支援を展開する職種である。それ故に、独自の価値観の設定が求められる。

上記の報告書ではスクールソーシャルワーカーの資格化を進め、社会福祉士を配置するとしている。一見、専門職配置を進めることでこうした問題は解決できると考えられるかもしれない。確かに社会福祉士の倫理綱領が示している通り、クライアントの利益の最優先は述べられている（日本社会福祉士会 2005）。

しかし、それ以前の前提として、日本においては、大人と子どもには権力構造がある。そうした中で、社会福祉士の倫理綱領のみで、こうした問題が解決されるのかは疑問が残る。かつては、精神保健福祉の領域においてだが、ソーシャルワーカーが本人の理解がないまま精神科に入院さ

せてしまった「Y問題」(桐原 2014)が生じたこともあり、こうした倫理綱領がきちんと守られている、ということ述べるのは慎重になるべきだと考える。

こうした懸念については喜多ら(2009 p65)も指摘しており、最善の利益という名のもとに権利の実現が阻まれる可能性があり、最善の利益の確保のためには意見表明権を保障していくことが重要であると指摘している。

このような問題の解決策は、より子ども参加の視点が検討されてもよいのではないか。例えば、子ども自身がケース会議に出席する等して、自身の意見を述べる機会等が保障されていれば、こうした問題が起きる可能性は低くなる。実際には、そこまで踏み込むのが難しくても、スクールソーシャルワーカーを介して、子ども自身の意見を伝えていくことなどが期待される。ただ、子ども・保護者は厳しい状況にさらされており、意見表明をすることも難しいかもしれない。そうした場合にも、どのように意見表明を促していくのか、という方法論や制度設計も今後検討の必要があると考える。例えば子ども・保護者との信頼関係構築や相談しやすい環境整備等の検討も必要であると考えられる。

こうした問題は、子どもの権利条約の観点からも考えられる。例えば、子どもには自身にまつわる支援について多くのことを知らされるべきである。子どもが意見を表明しようにも、そもそも情報を知らなければ表明のしようもない。子どもには情報を知らされるべきであるし、実際にそういった子ども自身の声もある(津崎 2009 p98・p109-p110)。そうした情報を子ども自身が管理できるようにする必要がある。

この点については、子どもの権利委員会からも指摘されており、第1回審査において「子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して、意見の尊重・参加を促進し、子どもに権利を知らせること」(喜多ら 2009 p35)とある。子どもは情報の権利に関して、自身でコントロールする権利を有しているにも関わらず、情報共有が積極的に進んだ結果、コントロールができない状況になってしまうことは避けたい状況である。

以上のように、様々な課題を述べてきたが、チーム学校の文脈で、スクールソーシャルワーカー導入が促進されたのは事実であり、成果である。また、「教育相談報告書」で示されたように、最善の利益を保障する職種である、とされたことも画期的である。現在の複雑な状況の一因には、大学での研究・養成も含めて、実践の現状に追いついていないこともあると考えられる。スクールカウンセラーの導入と比較して、スクールソーシャルワーカーの導入は短期間で行われたことから、こうした課題があると考えられ、これからの蓄積に期待される部分であると考えられる。

表1 国会での議論等と現場での取り組み

	国会での議論	報告書等の評価	取り上げられているSSW活動	対応する問題	政府の答弁
1986年～1998年					
1991年	埼玉県所沢市において山下英三郎氏がスクールソーシャルワーカーの活動を開始する				
1999年～2003年	文教委員会（適応指導教室のスタッフとして）		山下氏の活動	登校拒否	「討議の参考にさせてさせていただいております」
2004年	兵庫県赤穂市（1999年）、茨城県結城市（2000年）、香川県（2001年）、千葉大学付属小学校（2002年）、私立女子中学校高等学校（2003年）等各地で導入が始まる。				
2004年	青少年問題に関する特別委員会（児童虐待防止における学校でのサポート役として登場）		イギリスのソーシャルワーカー（必ずしもSSWrではない）	児童虐待	「どういう取り組みを具体的に図っていくかということにつきましては、各教育委員会が地域の実情に応じて適切に判断していくべきものと考えているところでございます」
2005年～2006年		大阪府（2005年）、東京都杉並区、兵庫県教育委員会（2006年）が導入			
2006年	参議院文教科学委員会（外国人児童生徒への支援という文脈）		特になし	外国人生徒支援	「コーディネーターがSSWのような役割を發揮できると把握」と答弁
政府や報告書の姿勢が変化する					
2006年	教育基本法改正時に、オンブズパーソンと共に学校外の相談先として提言される		オンブズパーソンと共に、茨城、兵庫、香川、大阪のSSWが例として取り上げられる	いじめ問題	SSWというより、教育機関と福祉機関の連携を推進すると答弁（首相）
2006年	「学校等における児童虐待に向けた取組について（報告書）」での評価		山下氏の活動	児童虐待	従来の政策との違いを強調
2007年	「いじめ問題に関する取組事例集」		大阪府、兵庫県赤穂市、香川県	いじめ問題	2006年の方向性を引継ぎ、重要になると述べ、平成19年度予算にも計上する
2007年	文教科学委員会		（委員）大阪府、香川県、（政府）大阪、茨城、香川、兵庫、滋賀	いじめ、不登校、ネグレクト等	政府から「SSWr、特に福祉専門の方々に入っていただきたいながら子供たちの支援に力をそそいでいきたい」
2007年			私立東京シューレ葛飾中学校が導入		

2007年	文部科学省の自立支援事業を活用したSSWの配置が複数の自治体で試みられる	自殺	
2008年3月	スクールソーシャルワーカー活用事業開始	自殺	予算決定
2008年4月	「児童生徒の教育相談の充実について」(報告書) 大阪府寝屋川市立和光 小学校滋賀県教育委員会 教育相談等に関する調査協力者会議		児童生徒の問題行動
2008年	全国的事業である調査研究スクールソーシャルワーカー活用事業が 開始される(全額国庫負担)。		関係機関連携促進
2009年～ 2012年	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(国からの補助は3分の1)		環境に働きかける
2014年	子供の貧困対策に関する大綱について		早い段階で福祉機関に連携、伴走型支援
2015年 12月21日	チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)		児童生徒の環境への働きかけ、関係機関連携、 学校内のチーム体制への支援
2015年 12月21日	「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の 在り方と今後の推進政策について(答申)」		家庭教育支援の文脈、関係機関の連携促進
2015年5月	「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、 教師の在り方について」(第七次提言)		チーム学校の文脈。教師が授業に集中できることへの補助
2015年	教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について(第八次提言)		コミュニティスクール、フリースクール等で関係があると 考えられる
2016年1月	次世代の学校・地域創生プラン ～学校と地域の一体改革による地域創生～		学校教育法施行規則改正を明示
2016年2月	全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ(第九次提言)		発達障害、不登校(SSW)
2016年4月	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領		資格要件が厳しくなる(ただし、除外要件は依然として残る)
2016年12月	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に 関する法律		不登校に関しては情報共有する方針
具体的な業務内容などに踏み込む			
2017年	児童生徒の教育相談の充実について		不登校、いじめ、虐待、児童の最善の利益を確保
2017年4月	学校教育法施行規則改正		不登校、いじめ、(暴力行為、虐待、貧困)



## スクールソーシャルワーカー法制化をめぐる課題と展望

### 注

- (1) SSW とはスクールソーシャルワークそのものを指し、SSW<sub>r</sub>とはスクールソーシャルワーカーを指し、実際にスクールソーシャルワーク活動を行う職種を指す言葉である。
- (2) ここでいう「SSW」とは「スクールソーシャルワーカー」のことである。
- (3) スーパービジョンとは、援助者（ここではスクールソーシャルワーカー）の指導、調整、教育、評価する立場にある者が行う活動である（文部科学省 2017b SSW ガイドライン p45）

### 参考文献

- Department for Education (2015) 「School workforce in England: November 2015」 <https://www.gov.uk/government/statistics/school-workforce-in-england-november-2015> (2017年7月14日閲覧)
- U.S Department of Education (2015) 「Digest of Education Statistics 2015」 <https://nces.ed.gov/pubs2016/2016014.pdf> (2017年7月14日閲覧)
- 鶴飼孝導 (2008) 「スクールソーシャルワーカーの導入—教育と福祉の連携の必要性」『立法と調査』(279), 59-68頁
- 大崎広行 (2014) 「スクールソーシャルワーカー活用事業の政策形成過程の分析：『政策の窓』モデルの適用可能性」『教育行財政研究集録』(9), 27-35頁
- 小川利夫・高橋正教 (2001) 『教育福祉論入門』光世館
- 門田光司 (2010) 『学校ソーシャルワーク実践—国際動向とわが国での展開—』ミネルヴァ書房
- 喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人編 (2009) 『逐条解説 子どもの権利条約』日本評論社
- 喜多明人 (2016) 「子どもの権利の視点からみたいじめ防止対策推進法『見直し』の課題」『季刊教育法』(191), 16-25頁
- 教育再生実行会議 (2015) 「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育教師の在り方について（第七次提言）」 [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaicei/pdf/dai7\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaicei/pdf/dai7_1.pdf) (2017年7月15日閲覧)
- 教育再生実行会議 (2015) 「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言参考資料）」 p28 [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaicei/pdf/dai8\\_sankou.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaicei/pdf/dai8_sankou.pdf) (2017年7月17日閲覧)
- 教育再生実行会議 (2016) 「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を开花させる教育へ（第九次提言）」 [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaicei/pdf/dai9\\_2.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaicei/pdf/dai9_2.pdf) (2017年7月15日閲覧)
- 桐原尚之 (2014) 「『Y問題』における被害事実と運動方針：Y君は何と闘ったかの歴史」『立命館人間科学研究』(29), 49-63頁
- 衆議院 (1991) 第120回衆議院文教委員会議事録 <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/120/0170/12002200170004.pdf> (2017年6月7日閲覧) p23-24
- 衆議院 (2004) 青少年問題に関する特別委員会議事録 [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/007315920040227003.htm#p\\_honbun](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/007315920040227003.htm#p_honbun) (2017年6月7日閲覧)
- 中央教育審議会 (2015) 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657\\_00.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf)
- 津崎哲雄監修著訳 (2010) 『養護児童の声—社会的養護とエンパワメント』福村出版
- 内閣府 (2014) 「子供の貧困対策に関する大綱について」 <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf> (2017年7月7日閲覧)
- 日本社会福祉士会 (2005) 「社会福祉士の倫理綱領」 [https://www.jacsw.or.jp/01\\_csw/05\\_rinrikoryo/](https://www.jacsw.or.jp/01_csw/05_rinrikoryo/) (2017年7月18日閲覧)
- 堀正嗣・栄留里美 (2009) 『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』明石書店
- 文部科学省 (2006) 「学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告書）」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001.htm) (2017年6月7日閲覧)

- 文部科学省 (2007) 「いじめ問題に関する取組事例集」 <https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/zentai00.pdf> (2017年6月9日閲覧)
- 文部科学省 (2008a) 「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」 (平成20年12月) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm) (2017年6月15日閲覧)
- 文部科学省 (2008b) 「スクールソーシャルワーカー活用事業」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/attach/1376332.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/attach/1376332.htm) (2017年7月7日閲覧)
- 文部科学省 (2009a) 「児童相談の教育相談の充実について (報告) ー生き生きとした子どもを育てる相談体制づくりー」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1287754.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1287754.htm) (2017年6月15日閲覧)
- 文部科学省 (2009b) 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/004/\\_icsFiles/afiedfile/2011/01/18/1234373\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/004/_icsFiles/afiedfile/2011/01/18/1234373_01_1.pdf) (2017年7月7日閲覧)
- 文部科学省 (2016a) 「教育の支援について」 [http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k\\_2/pdf/s1.pdf](http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_2/pdf/s1.pdf) (2017年7月7日閲覧)
- 文部科学省 (2016b) 「いじめ対策・不登校等総合推進事業」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/105/shiryo/\\_icsFiles/afiedfile/2016/02/17/1366722\\_10\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/105/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2016/02/17/1366722_10_1.pdf) (2017年7月7日閲覧)
- 文部科学省 (2016c) 「学校基本調査 平成28年度」 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001079858&cycode=0> (2017年7月14日閲覧)
- 文部科学省 (2016d) 「『次世代の学校・地域』創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/01/1366426.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/01/1366426.htm) (2017年7月17日)
- 文部科学省 (2017a) 「児童生徒の教育相談の充実について (通知)」 [http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00248131/02\\_h28monnkasyo1423\\_kyouikusoudann\\_juuujitu\\_.pdf](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00248131/02_h28monnkasyo1423_kyouikusoudann_juuujitu_.pdf) (2017年7月21日閲覧)
- 文部科学省 (2017b) 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める教育相談体制づくり～ (報告)」 [http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2017/01/25/1381051\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2017/01/25/1381051_2.pdf) (2017年7月21日閲覧)
- 文部科学省 (2017c) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について (通知)」 [http://www.pref.iwate.jp/dbps\\_data/\\_material/\\_files/000/000/053/913/20170410-27.pdf](http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/053/913/20170410-27.pdf) (2017年7月23日閲覧)
- 文部科学省 (2017d) 「平成29年度文部科学関係予算 (案) 主要事項」 [http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afiedfile/2017/01/12/1381131\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2017/01/12/1381131_02_1.pdf) (2017年8月22日閲覧)
- 文部科学省 (2017e) 「いじめ防止対策推進法の施行状況に関するとりまとめ」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/124/houkoku/1379121.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/124/houkoku/1379121.htm) (2017年8月18日閲覧)
- 山下英三郎・内田宏明・牧野晶哲 (2012) 『新スクールソーシャルワーク論』 学苑社